

SANKYODO PRESS

2026.

3

月号

Topics 注目トピック

社保 【2026年度版】社会保険料率改定と主な法改正まとめ

融資 融資審査においてマイナス評価されてしまう決算書とは～貸借対照表編～

メディア実績



sankyodo通信 特別対談

株式会社Fan
代表取締役

尾口 紘一

インフレ時代に、税理士は 資産運用とどう向き合うべきか

特別対談の様子

sankyodo税理士法人 代表税理士

朝倉 歩

AYUMU ASAKURA

対談

株式会社Fan 代表取締役

尾口 紘一

HIROKAZU OGUCHI

Special
Talk

税務にとどまらない経営支援の高度化を推進。

経営者の財務支援を通じて、

IFAとして多くの経営者の資産運用を支援し、
中立な立場から最適な資産形成を提案。

sankyodo通信特別対談

インフレ時代に、税理士は資産運用とどう向き合うべきか

— IFAが語る、経営者のための「守り」と「増やす」の新常識 —

はじめに

物価上昇が続き、株価も過去最高水準に迫るなど、日本は長年のデフレ時代から明確な転換点を迎えています。これまで会計事務所は「キャッシュを守る」ことを重視してきましたが、インフレ環境においては、現金を持つこと自体が資産価値の目減りを意味します。

こうした時代の変化の中で、税理士は顧客の資産とどう向き合うべきか。今回は、資産運用アドバイスの専門家である株式会社Fan代表取締役の尾口様をお招きし、IFA（独立系ファイナンシャルアドバイザー）の役割と、インフレ時代における資産運用の本質について対談を行いました。



インフレ時代、キャッシュは「安全資産」ではなくなる

朝倉 物価が上がり続ける今、キャッシュを持っているだけで資産価値は目減りしていきます。例えば、年間3%のインフレが続けば、100万円の価値は実質97万円になります。

会計事務所としては流動性を重視する一方で、「それだけで本当に顧客の資産を守れるのか」という危機感を持っています。

これからは税理士も、資産運用の重要性を理解し、顧客に説明できる存在である必要があると感じています。

IFAとは何か — 独立した立場からの資産アドバイス

尾口 IFAとは Independent Financial Advisor の略で、日本では金融商品仲介業の登録を受けた独立系の資産運用アドバイザーです。日本には約700社、約1万人のIFAが存在しています。

大きな特徴は、特定の金融機関に属さず、顧客の立場に立って資産運用を支援できる点です。

また、IFAは原則として相談料を直接顧客から受け取るのではなく、金融商品の売買手数料などの一部を金融機関から受け取る形で運営されています。

そのため、顧客にとってはネット証券と同じコストでアドバイスを受けられるケースも多くあります。

「資産は働く」—— 債券が生み出すもう一つのキャッシュフロー

朝倉 経営者の方の中には、企業売却などで大きな資金を得た後、米ドル建て債券で運用される方も増えていきます。

例えば10億円を年利5%で運用すれば、年間5,000万円の利息収入になります。

これは、従業員を雇い利益を生み出すのと同様、あるいはそれ以上のキャッシュフローを資産自体が生み出すことを意味します。

尾口 債券の魅力は、購入時に利率が確定し、満期まで保有すれば安定した利息収入が見込める点です。株式の配当は業績によって変動しますが、債券は基本的に利率が変わらないため、予測可能な収益を得ることができます。

本質は「通貨分散」—— 円だけに依存するリスク

尾口 重要なのは、債券投資を単なる利回り目的ではなく、「通貨分散」として考えることです。

円だけで資産を保有することは、円という単一資産に集中投資している状態と同じです。

米ドルなど外貨資産を一定割合保有することで、為替リスクを分散し、資産全体の安定性を高めることができます。

朝倉 経営者の多くが円資産に偏っていますが、それは実質的に「円にフルベットしている」状態とも言えます。

これからの時代は、通貨を分散するという視点が不可欠になります。



税理士の役割は「守る」から「守りながら増やす」へ

これまで税理士は、資金繰りや節税など「守り」の支援が中心でした。しかしインフレ時代においては、「守るだけ」では顧客の資産を守ることはできません。資産を守るためには、

- ✓ 適切な流動性を確保しながら
- ✓ 通貨を分散し
- ✓ 資産そのものにキャッシュフローを生ませる

という視点が不可欠です。税理士は、資産運用を直接行う必要はありません。しかし、その重要性を理解し、適切な専門家と連携しながら顧客を支援することは、これからの時代の新たな責務となります。



AYUMI ASAKURA × HIROKAZU OGUCHI

編集後記



sankyodo が目指す「次世代型会計事務所」

今回の対談を通じて明らかになったのは、税理士の役割が「過去の数字を整理する存在」から、「未来の資産形成を支援する存在」へと進化しているということです。

インフレ時代において、財務は単なる守りではなく、経営そのものの競争力となります。

sankyodo 税理士法人は、税務・会計の枠を超え、経営者の資産と未来を支えるパートナーとして進化を続けていきます。

株式会社Fan

FanはSBI証券・楽天証券と連携して、IFAによる資産運用のアドバイザーサービスを展開しています。資産運用のみならず、保険、不動産、相続まで、様々なお金のお悩みにワンストップでお応えします。全国の店舗、オンラインにて無料で相談が可能です。法人での資産運用や、経営者様個人の理想のライフプラン作りに、プロの知見をお役立てください。業界トップクラスの実績(仲介資産残高5,000億円超／仲介口座数60,000口座超 26年2月末時点)で様々なお悩みにお応えします。

<https://fancorp.jp/>



代表取締役
尾口 紘一

商号等:株式会社Fan 金融商品仲介業者 登録番号:北陸財務局長(金仲)第35号

当社コンサルティングをご希望された方に、商品等の勧誘を行うことがあります。各商品等にご投資いただく際には商品毎に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。又、各商品等には価格の変動等による損失を生じる恐れがあります。各商品等へのご投資にかかる手数料等およびリスクについては、当該商品等の契約締結前交付書面、目論見書、お客様向け資料等をよくお読みになり内容について十分にご理解ください。

【2026年度版】 社会保険料率改定と主な法改正まとめ

1. 社会保険料率の改定（2026年度・令和8年度）

2026年（令和8年）3月分より、健康保険料率および介護保険料率が改定されます。
改定のタイミングは事業所の給与計算ルール（当月控除か翌月控除か）によって異なりますので、ご注意ください。

（1）改定時期（徴収開始月）の確認

- ・ 翌月控除の事業所：2026年4月支給の給与から新料率を適用
- ・ 当月控除の事業所：2026年3月支給の給与から新料率を適用

（2）【新設】子ども・子育て支援金制度の開始

- ・ 2026年4月より、新たな連帯の仕組みとして「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります。
- ・ 健康保険料等と同様に給与から控除されます。

（3）主な改定内容（東京都・協会けんぽの例）

- ・ **料率は都道府県ごとに異なります。**
適用事業所が所在する都道府県の料額表をご確認ください。
- ・ 健康保険料率：9.91% → **9.63%**（引き下げ）
- ・ 介護保険料率：1.59% → **1.62%**（全国一律・引き上げ）
- ・ 子ども子育て支援金：→**0.23%**（新設）
- ・ 厚生年金保険料率：18.300%（変更なし）

—東京都・協会けんぽの保険料額表を一部抜粋—

令和8年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- 健康保険表率：令和8年3月分～適用
- 介護保険表率：令和8年3月分～適用
- 子ども・子育て支援金率：令和8年4月分(5月納付分)～適用
- 厚生年金保険表率：平成29年9月分～適用
- 子ども・子育て拠出金率：令和2年4月分～適用

(東京支部) (単位:円)

等級	標準報酬月額	報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料・介護保険料				子ども・子育て支援金		厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		令和8年4月分(5月納付分)から納付いただきます		一般、坑内員・船員	
				9.85%		11.47%		0.23%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上	円未満	5,713.0	2,856.5	6,652.6	3,326.3	133.4	66.7		
2	68,000	63,000	73,000	6,698.0	3,349.0	7,799.6	3,899.8	156.4	78.2		
3	78,000	73,000	83,000	7,683.0	3,841.5	8,946.6	4,473.3	179.4	89.7		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,668.0	4,334.0	10,093.6	5,046.8	202.4	101.2	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,653.0	4,826.5	11,240.6	5,620.3	225.4	112.7	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,244.0	5,122.0	11,928.8	5,964.4	239.2	119.6	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,835.0	5,417.5	12,617.0	6,308.5	253.0	126.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,623.0	5,811.5	13,534.6	6,767.3	271.4	135.7	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,411.0	6,205.5	14,452.2	7,226.1	289.8	144.9	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,199.0	6,599.5	15,369.8	7,684.9	308.2	154.1	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	13,987.0	6,993.5	16,287.4	8,143.7	326.6	163.3	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,775.0	7,387.5	17,205.0	8,602.5	345.0	172.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,760.0	7,880.0	18,352.0	9,176.0	368.0	184.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,745.0	8,372.5	19,499.0	9,749.5	391.0	195.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,730.0	8,865.0	20,646.0	10,323.0	414.0	207.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,715.0	9,357.5	21,793.0	10,896.5	437.0	218.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,700.0	9,850.0	22,940.0	11,470.0	460.0	230.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,670.0	10,835.0	25,234.0	12,617.0	506.0	253.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,640.0	11,820.0	27,528.0	13,764.0	552.0	276.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,610.0	12,805.0	29,822.0	14,911.0	598.0	299.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,580.0	13,790.0	32,116.0	16,058.0	644.0	322.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	29,550.0	14,775.0	34,410.0	17,205.0	690.0	345.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	31,520.0	15,760.0	36,704.0	18,352.0	736.0	368.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	33,490.0	16,745.0	38,998.0	19,499.0	782.0	391.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	35,460.0	17,730.0	41,292.0	20,646.0	828.0	414.0	65,880.00	32,940.00

※一部抜粋

※各都道府県や加入されている健保組合によって料率は異なります。
 詳細は添付の料額表または各機関のホームページをご確認ください。

【協会けんぽ】 [2026年度/令和8年度保険料額表](#)

【こども家庭庁】 [子ども・子育て支援金](#)

2.2026年4月からの主な法改正

新年度より、以下の重要な法改正が施行されます。早めの確認と対応準備にお役立てください。

(1) 在職老齢年金の見直し

*支給停止の基準額が50万円から62万円に引き上げられる見通しです。

*働きながら年金を受給する高齢者にとって、より働きやすい制度となります。

企業においても、再雇用者の賃金設計や働き方の検討に影響する可能性があります。

(2) 女性活躍推進法の対象企業拡大

*現行の従業員301人以上から従業員101人以上の企業へと情報公表義務の対象企業が拡大されます。

*「男女の賃金差異」「女性管理職の比率」など情報を公表する必要があります。

*該当企業では人事データの整理や算定方法の確認が必要です。

(3) 障害者法定雇用率の引き上げ (2.5% → 2.7%)

*対象となる企業規模が「従業員37.5人以上」に拡大されます。

*採用計画の見直しや実務への影響をご確認ください。

(4) カスタマーハラスメント (カスハラ) 防止対策の義務化

*改正労働施策総合推進法の施行により、企業にはカスハラから従業員を守るための体制整備 (社内規定の策定や相談窓口の周知など) が義務付けられます。

*義務化への対応として、まずは就業規則への追記や、会社としての方針 (ポスター掲示等) の策定から着手しましょう。

3. 最後に

2026年度は、新たな支援金制度のスタートやカスハラ対策の義務化など、企業運営において「人」に関する法への対応がより一層重要となります。

特に4月は給与計算の変更や新入社員の手続きが重なり、現場の負担が増えやすい時期です。

ご不安な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

融資審査においてマイナス評価されてしまう決算書とは ～貸借対照表編～

金融機関では決算書を中心に融資審査を行いますので、財務状況が資産超過状態であることや税引後利益を計上していること、対前期比で売上高が増加している企業が融資を受けやすい傾向にあります。しかし、増収増益の企業だとしても不健全な財務内容であることを理由に融資をお断りされるケースがあります。財務諸表のうち、今回は貸借対照表 (BS) における代表的なケースを以下に記載します。

勘定科目名	注意すべき点	マイナスに働く理由	主な発生原因
役員貸付金	金額問わず、貸付金が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> 役員が法人の資金を私的に流用していると判断され、法人個人の資産の分別が出来ていないと懸念されるため 融資した資金を、役員個人へ流用されてしまうのではないかと懸念されるため 	<ul style="list-style-type: none"> 役員が法人から資金を借り入れた プライベートな支出を法人の資金から支払った
仮払金	事業規模に鑑みて明らかに残高が多額の場合	<ul style="list-style-type: none"> 用途不明な支出の累積残高ではないかと懸念されるため 本来、経費に計上すべきものを仮払金(資産)にして利益を水増ししていると懸念されるため 	<ul style="list-style-type: none"> 法人口座から出金を行い、決算までに用途が判明しなかった場合など
現金	業種に鑑みて明らかに残高が多額の場合	<ul style="list-style-type: none"> 架空の現金残高を計上しているのではないかと懸念されるため 法人の資金管理が杜撰だと懸念されるため 	<ul style="list-style-type: none"> 法人資金をプライベートな支出に充てた 領収書を貰い忘れた
普通預金	期末時点において、月の固定費以下の残高になっている場合	<ul style="list-style-type: none"> 資金ショート寸前と判断されてしまい、事業の継続性について懸念されるため 	<ul style="list-style-type: none"> 期末において多額の支出が発生した 法人の収益以上の役員報酬を設定していた

上記の勘定科目が決算書に計上されないためにも、法人の経理体制や金銭管理体制を日頃からしっかりと整えていく必要があります。

既に発生してしまった貸付金等を解消されたい場合には、税理士等の専門家へご相談されることをオススメいたします。

日本政策金融公庫 変更情報

	2026年3月2日時点
創業融資の基準金利	3.25～4.65%
一般融資の基準金利	3.3～4.70%

YouTube

■コラボレーション動画



株式会社Another works 大林尚朝社長 (2025年6月) [動画を再生](#)



トゥモロゲート株式会社 西崎康平社長 (2024年11月) [動画を再生](#)

■投稿動画



「みんなやってる」は通用しない。税理士が語る 脱税と節税の境界線 (2025年10月) [動画を再生](#)



【舞台裏】freee 関東エリア グランプリ受賞までの軌跡 (2025年9月) [動画を再生](#)



税務調査の回避率47%の裏ワザ? AI登場で変化した調査事情って? (2025年7月) [動画を再生](#)

セミナー



東京地方税理士会 小田原支部 「AIとの会計事務所業務の歩き方」に CTOの宮川が登場 (2025年10月)



ブリッジコンサルティンググループ 株式会社主催 AI時代の会計事務所の集客採用育成方針とは?に 統括代表の朝倉が登場 (2025年9月)

新刊書



会計事務所のDXの進め方

2024年10月10日(木)発売

事前準備からロードマップ、業務別のデジタル化まで、税理士事務所・会計事務所のDXの実践的進め方を解説!「現状分析シート」や「業務見直しステップ」等、あると便利な付録つき!!

[ご購入はこちら](#)



フリー株式会社主催 freee Advisor Day 2025 (東京会場)に統括代表の朝倉が登場 (2025年8月)

取材など



FIVE STAR MAGAZINE (2025年11月)



税理士.ch (2025年8月)



弁護士ドットコムタイムズ (2025年6月)

寄稿など



Manegy/宮川 (CTO) (2025年11月)



税務弘報/笠岡 (COO) (2025年7月)



月刊経理ウーマン/近藤 (CHRO) (2025年3月)

書籍



2023年12月発行 [ご購入はこちら](#)



D3 BAR LOUNGE



D3 六本木 BAR LOUNGE
〒106-0032
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F
03-6868-4784



起業をお考えの方

お客様紹介特典！

税理士変更をご検討の方



Amazonギフト券
最大5万円分
プレゼント！

特典へのエントリーは、
弊社担当者にご相談ください。

詳細を見る >



YouTube

税理士BARラウンジ

起業成功支援

チャンネル

チャンネルを見る ▶



コンテンツガイドライン

当冊子のコンテンツは皆様への情報提供を目的としており、細心の注意を払っておりますが、関連法令およびその他の有効な典拠に従い例示の事例について作成時点における一般的な解釈について述べたものであり、専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。

また、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。

当冊子のコンテンツ公開後、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変更が生じる可能性もあります。よって、貴殿（貴社）の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、適切な専門家にご相談ください。sankyodo 税理士法人グループは当冊子のコンテンツに依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また、当社は事前に通知することなく当冊子に掲載した内容の訂正、追加、中断、削除等を行う場合があります。

sankyodo 通信のコンテンツに関する問合せ窓口

メールアドレス：pr@sankyodo.jp

2026-

3

月号

vol.46

SANKYODO

ホームページ

<https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

Xやっています! 税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひフォローしてください!

拠点一覧

六本木オフィス

〒106-6090

東京都港区六本木1丁目6-1 泉ガーデンタワー40階

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10F

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4F

名古屋オフィス

〒450-6321

愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋21階

大阪オフィス

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス15F

沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオスクエア2-D